８．６．により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、７．により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。

別表第２（第６条関係）

沖縄電力に係る部門別収支配分基準

１．・２．　［略］

３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島等供給に係るものに限る。）　一般需要部門

電力料（非特定需要に係るもの、離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。）　一般需要部門

他社販売電力料

他社販売電源料（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

営業費用

電気事業営業費用

［略］

他社購入電力料

他社購入電源費（再生可能エネルギー電気特措法第19条第１項の規定により一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、

９．７．により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、８．により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。

別表第２（第６条関係）

沖縄電力に係る部門別収支配分基準

１．・２．　［略］

３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るものに限る。）　一般需要部門

電力料（非特定需要に係るもの、離島供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。）　一般需要部門

他社販売電力料

他社販売電源料（再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

営業費用

電気事業営業費用

［略］

他社購入電力料

他社購入電源費（再エネ特措法第19条第１項の規定により一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第１項各号に

再生可能エネルギー電気特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものに限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

［略］

［略］

⑵　［略］

４．　［略］

５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高圧需要に係るものに限る。以下５．において「特定高圧需要電灯料」という。）、電灯料（特定低圧需要に係るものに限る。以下５．において「特定低圧需要電灯料」という。）、電力料（特定高圧需要に係るものに限る。以下５．において「特定高圧需要電力料」という。）及び電力料（特定低圧需要に係るものに限る。以下５．において「特定低圧需要電力料」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

⑴　次の額及び値を算定すること。

①　改正法附則第９条第１項又は法第18条第１項若しくは第５項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出（以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。）に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第９条第１項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第９条第３項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号。以下「託送料金算定規則」という。）第９条第３項に

掲げる方法により供給した電気に係るものに限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

［略］

［略］

⑵　［略］

４．　［略］

５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高圧需要に係るものに限る。以下５．において「特定高圧需要電灯料」という。）、電灯料（特定低圧需要に係るものに限る。以下５．において「特定低圧需要電灯料」という。）、電力料（特定高圧需要に係るものに限る。以下５．において「特定高圧需要電力料」という。）及び電力料（特定低圧需要に係るものに限る。以下５．において「特定低圧需要電力料」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

⑴　次の額及び値を算定すること。

①　直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第９条第１項第５号において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち高圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該高圧需要に係る電力量で除した額